

## 史跡若松城跡紅葉ライトアップ業務委託プロポーザル募集要項

### 1 事業概要

#### (1) 業務名

史跡若松城跡紅葉ライトアップ業務委託

#### (2) 業務の目的

本事業は、紅葉の時期に合わせて史跡若松城跡のライトアップを行うことにより、史跡若松城跡の魅力向上による夜間の観光振興を推進するとともに、訪れた市民や観光客に史跡若松城跡への理解と親しみを向上させることを目的とする。

#### (3) 業務の内容

別紙「史跡若松城跡紅葉ライトアップ業務委託仕様書」のとおり

#### (4) 委託期間

契約締結の日から令和2年12月14日まで

#### (5) 業務にかかる委託料限度額

6,000千円以内（消費税額及び地方消費税額を含む）

### 2 プロポーザルを適用する理由及び効果

本事業は、史跡若松城跡の魅力向上による観光誘客という目的のため、単に経費的な点だけでなく、投光によるイメージ演出をはじめ、投光器の数、形状、性能、配置等について高い専門性が必要とされる事業である。そのため、民間事業者の自由で優れた知見を活用することにより、より効果的な事業実施が見込まれることから、広く提案を公募するプロポーザル方式により事業者選定を実施する。

### 3 参加資格等

プロポーザルに参加する者は、参加意向申出書の提出期限の日から契約締結までの間、次に掲げる資格要件を満たさなければならない。

- (1) 会津若松市競争入札参加資格及び審査等に関する規程（平成16年会津若松市告示第90号）第5条の規定に基づき作成した名簿（以下「資格者名簿」という。）に登録されていること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 会津若松市入札参加停止等措置基準（平成25年3月22日決裁）に基づく入札参加停止措置期間中でないこと。
- (4) プロポーザルに参加する他の者と資本関係又は人的関係（取締役等の兼務）がないこと。

(5)会津若松市発注工事等からの暴力団等排除措置要綱（平成19年12月14日決裁）に定める排除措置対象者でないこと。

(6)前各号に掲げるもののほか、この募集要項において求める要件を満たしていること。

#### 4 スケジュール

日程	時間	内容
7月29日（水）		公募開始（公告日）
8月19日（水）	17時15分	質問書の受付締め切り
8月21日（金）	17時15分	参加意向申出書の提出締め切り
8月25日（火）		企画提案書の提出締め切り
8月27日（木）	14時00分	選考委員会・審査結果の通知
9月上旬		契約締結日（予定）

#### 5 質問方法

##### (1) 提出書類

質問書（第2号様式）

##### (2) 提出期限

令和2年8月19日（水） 午後5時15分必着

##### (3) 提出方法

ファクシミリまたは電子メールによること。

※送信後、電話で着信を確認すること。

##### (4) 提出先

会津若松市観光商工部観光課

電話：0242-39-1251 FAX：0242-39-1433

電子メール：kanko@tw.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp

##### (5) 質問への回答方法

質問書への回答については、随時行うものとする。なお、質問者にはファクシミリまたは電子メールで回答することとし、併せてその内容についてホームページに掲載するものとする。

#### 6 参加意向申出及び辞退の方法並びに様式等の入手方法

##### (1) 参加意向申出の期限

令和2年8月21日（金） 午後5時15分必着

(2) 提出書類

参加意向申出書（第3号様式）

(3) 提出方法

提出先へ、郵送またはファクシミリによること。

※ファクシミリによる場合は、送信後、電話で着信を確認すること。

※提出先へ直接持参した場合は受理しない。

(4) 提出先

会津若松市観光商工部観光課 ※5の(4)参照

(5) 辞退方法

参加意向申出書の提出後に辞退する場合は、企画提案書の提出期限までに辞退届（第4号様式）を郵送または持参により、(4)の提出先へ提出すること。

(6) 様式等の入手方法

参加意向申出書の様式については、会津若松市ホームページからのダウンロードにより入手できるものとする。なお、郵送等による配布は行わないものとする。

(掲載場所)

トップページ>事業者の方へ>分野別（入札情報）

>各分野のページ 3. 公募（プロポーザル方式等）

7 企画提案書の提出及び作成方法

(1) 企画提案書の内容

- |            |        |
|------------|--------|
| ①業務実施体制    | ④企画案   |
| ②類似業務の実績   | ⑤全体工程表 |
| ③業務に対する考え方 | ⑥見積明細書 |

(2) 提出書類

- |        |                   |
|--------|-------------------|
| (様式1)  | 表題（1枚）            |
| (様式2)  | 会社概要（1枚）          |
| (様式3)  | 業務実施体制（1枚）        |
| (様式4)  | 類似業務の実績（1枚）       |
| (様式5)  | 業務に対する基本的な考え方（1枚） |
| (様式6)  | 企画案（10枚以内）        |
| (任意様式) | 全体工程表、見積明細書（各1枚）  |

(3) 提出部数 8部

（正本1部、副本7部。正本に押印し、副本はその写しを可とする）

(4) 提出期限

令和2年8月25日（火）までに会津若松郵便局に必着のこと。

#### (5) 提出方法

- ①会津若松郵便局留の一般書留または簡易書留郵便によること。
- ②郵便局の郵便窓口への差し出しは、令和2年8月17日（月）以降に行うこと。
- ③提出期限日に会津若松郵便局必着で差し出すこと。  
※会津若松郵便局に到着後10日を過ぎると差出人に返送されるため、十分留意のうえ差し出すこと。  
※その他の方法（持参、普通郵便、ファクシミリまたは電子メール）による提出は受け付けない

#### (6) 提出先（あて先）

別紙「提案提出用封筒の作成方法」のとおりとする。

#### (7) 作成上の注意点

- ①事業終了期間を令和2年12月14日（月）として作成すること。
- ②提案書の様式1から様式5はA4判縦左綴じ、片面、横書き、文字は11ポイントとすること。
- ③提案書の様式6はA3判横、左綴じ、片面、横書き、文字は11ポイントとすること。
- ④書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位に限ること。
- ⑤提案書の内容に不足がある場合、その項目は0点とする。

#### (8) 費用の負担等

企画提案書、質問書その他の関係書類の作成及び提出に要する一切の費用は、応募者の負担とする。また、提出された書類等は、返還しないものとする。

### 8 審査方法

#### (1) 審査体制

選定に係る審査は、市が依頼した5名の選考委員により組織された選考委員会（以下「委員会」という。）が行うものとする。

#### (2) 審査方法

- ①提出書類及び提案者へのヒアリングにより、委員会が審査項目について審査を行う。
- ②審査基準をもとに100点満点で審査し、本業務に適した提案者を選定する。

#### (3) 予定期日

令和2年8月27日（木） ※審査時間は後日連絡する。（5）の②参照。

#### (4) 場所

会津若松市役所本庁舎南棟3階会議室

#### (5) ヒアリングの方法

- ① ヒアリングには2名までの出席が可能。
- ② ヒアリングの順序については、参加意向申出書の提出順とし、その順番及び時間については、令和2年8月26日(水)に電話及びファクシミリにて連絡するものとする。
- ③ プレゼンテーションは、企画提案書の内容に沿って説明するものとする。
- ④ プレゼンテーションの時間は、各団体30分程度(内容説明20分、質疑応答10分程度)とする。
- ⑤ ヒアリングの際に新たな説明資料等の持ち込みは禁止する。

#### 9 審査基準

別紙「史跡若松城跡ライトアップ業務委託プロポーザル企画提案審査基準」による。

#### 10 結果の通知及び公表

審査において選定された提案者名について、参加者全員にファクシミリ及び郵送による文書にて通知する。また、契約締結後、選考結果をホームページにおいて公表する。

なお、参加者は選考結果について異議、その他の苦情の申出をすることはできないものとする。

#### 11 失格要件

- (1) 提案書その他の提出書類の提出期限を遵守しなかった場合
- (2) 提案書が募集要項等において指定した方法以外の方法で提出された場合
- (3) 提案書その他提出書類に虚偽の記載をした場合
- (4) 委員に対して、故意に接触を求める行為を行った場合
- (5) 所管課の職員から不正にプロポーザル又は選考に係る情報を得ようとし、又は得た場合
- (6) 前2号のほか、選考に影響を及ぼすおそれがあると市長が判断する不正な行為を行った場合
- (7) その他委員会が不適格と認める場合

#### 12 契約手続きについて

プロポーザルにおいては、本業務に適した提案者を選定するのみであり、契約を締結するまで市と契約関係は生じない。

市は、委員会で選定された提案者との間で、企画提案書を踏まえた協議を行った上で、地方自治法第234条に定める随意契約の方法により契約を締結するものとする。その他、契約締結に当たっては、会津若松市財務規則等に基づき行うものとする。

### 13 留意事項

- (1) 提出した提案書の書き換え、引き換え又は撤回することはできない。
- (2) ヒアリングの指定された日時は厳守することとし、天変地異等のやむを得ない事情で遅刻、欠席する場合は速やかに事務局まで連絡すること。
- (3) 提案者が一者のみである場合においても、提案書及びヒアリング等により受託候補者の選定を行う。
- (4) 新型コロナウイルス感染症拡大の影響によっては、本プロポーザルの日程や諸条件の変更を行う場合があります。